## 新規申請(製造販売業)

薬局製造販売医薬品を「販売」するときは、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可を受けることが必要です。

申請書	様式第九(医薬品医療機器等法施行規則第十九条関係)
	事前、1部
手数料	5,700円
添付書類	3, 700 1 3
①登記事項証明書	申請者が法人であるときに必要です。
②診断書	申請者(申請者が法人であるときは責任役員を含む)が欠格 条項(法第 5 条第 3 号へ)に該当するおそれがある場合に
	必要です。
	・申請者(申請者が法人であるときは責任役員を含む)の 精神の機能の障害に関する医師の診断書
③使用関係を証する	総括製造販売責任者について必要です。(申請者である場合)
書類	を除く。)
	・使用関係証書
	・雇用契約書の写し(雇用契約書の写しの場合、原本と照合 しますので原本を持参してください。)
免許証の確認	総括製造販売責任者の薬剤師免許証の確認を行いますので、
	申請時に原本を持参してください。
	※薬局開設者が原本照合した旨の記載がある免許証の写し   でも可能です。
申請時の注意事項	・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる
	事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。
	・(ア)診断書
	発行日から <u>3ヶ月以内</u> のものが有効です。
	<ul><li>・(イ)登記事項証明書</li></ul>
	発行日から <u>6ヶ月以内</u> のものが有効です。 (ア)、(イ) については、同一の書類がすでに提出されて
	(ア)、(イ) については、同一の音類がすでに提出されて   いてそれぞれの有効期間内の場合、省略することができ
	ます。
	・(ア)、(イ) 以外の添付書類については、同一の書類がすで
	に提出されていて、6ヶ月を超えない場合は省略すること
	ができます。その際は、備考欄にその旨を記載してくだ
	してい。 (記載例)○○は、△年△月△日に××薬局の□□届の
	(記載物) 〇〇は、公中公月公口に入入祭局の口口届の   添付書類として提出したため省略
	・薬局開設許可を持っていることが前提となります。薬局
	開設許可済み、同時に薬局開設許可申請中である旨を備考
	欄に記入してください。
	・製造業許可と製造販売承認も必要です。
	・提出書類は1部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は   写しを別途準備してください。